

第23号書式（第29条）

阪航工契 16 号

### 競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件名 那覇空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）

開札年月日 令和2年12月22日  
令和2年12月23日（落札決定日 令和2年12月25日）

入札執行官署 大阪航空局

落札金額 ￥383,130,000 -

落札者 宏電エテック株式会社

予定価格 ￥383,627,372 -

積算額 ￥383,627,372 - 入札書比較価格（予定価格の100/110） ￥348,752,157 -

調査基準価格 ￥351,622,632 - 調査基準価格の100/110 ￥319,656,939 -

基準評価値 28.673

第17回見積 成立

入札参加者	評価点 (満点150点)	第1回入札			第2回入札			摘要
		入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	入札金額	評価値	評価値 ≥ 基準評価値	
宏電エテック株式会社	-	402,000,000	-	-	400,500,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。  
※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）  
※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。  
※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。  
※ 本工事は、入札説明書16.(4)に基づく施工体制確認のためのヒアリングを実施し、令和2年12月25日に落札者を決定した。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）「見積徴取の経過」

件 名 那覇空港航空灯火施設維持工事（令和2年度～令和5年度）

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点150点)	第1回見積徴取			第2回見積徴取			第3回見積徴取			第4回見積徴取			第5回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	
宏電エテック株式会社	-	399,000,000	-	-	397,500,000	-	-	396,000,000	-	-	394,500,000	-	-	393,000,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点150点)	第6回見積徴取			第7回見積徴取			第8回見積徴取			第9回見積徴取			第10回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	
宏電エテック株式会社	-	390,000,000	-	-	387,000,000	-	-	384,000,000	-	-	381,000,000	-	-	378,000,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点150点)	第11回見積徴取			第12回見積徴取			第13回見積徴取			第14回見積徴取			第15回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	
宏電エテック株式会社	-	375,000,000	-	-	372,000,000	-	-	369,000,000	-	-	367,500,000	-	-	349,500,000	-	-	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点150点)	第16回見積徴取			第17回見積徴取												摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値										
宏電エテック株式会社	141.0	348,900,000	-	-	348,300,000	40.482	○										成立

※ 第2回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内で見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

